

産業能率大学

**平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書**

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

産業能率大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、産業能率大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的を建学の精神及び法人の目的に基づき、「マネジメントの原理にもとづき、科学的な経営・管理の実をあげうる人材を養成するとともに、よき社会人を育成することを目的とする」と明確かつ簡潔に規定し、学内での周知を図るとともに、広く社会に公開している。これら使命・目的は、中長期的な計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に十分に反映され、教育研究組織とも整合しており、学校教育法第83条などの法令にも適合している。

大学創設以来、「実学教育」の重要性を明確に打ち出し、アカデミズムと実践との相互フィードバックによるシナジー効果を発揮させている。また、建学の精神を堅持しながらも、社会の変化やニーズに柔軟に対応した学部、学科編制を行っており、今後の改善などへの方向性についても適切な配慮がみられる。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーが教育目的に基づいて明確に定められており、公表されている。高校教員向け入試説明会、オープンキャンパスでの告知などにおいて、アドミッションポリシーを正確に伝える努力がなされている。入学者選抜では、さまざまな特色ある入試によって多様で将来性のある人材に門戸を開いている。

教育目的を達成するため、カリキュラムポリシーを体系的に定め、学内外に明示している。教育開発研究所では、アクティブラーニングの技法を開発し、授業方法の更なる改善を行っている。単位制度の実質化と厳格化を維持するため、学年別科目区別の履修要件や卒業要件は厳格、かつ詳細に規定されている。

キャリア支援に関しては、キャリアサポート部が中心となって、1年次より継続したプログラムを実践している。学生支援についても「学生サービスセンター」を窓口とし、総合的な支援を行っている。教員に関しては、FD(Faculty Development)活動を積極的に推進しており、教員評価制度も拡充し、教員の教育や学生指導に対する取組みの意識を高めている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為のほか、法人の管理運営に関する諸規定が十分整備されている。最高意思決定機関としての理事会と諮問機関としての評議員会が相互に有効に機能を発揮し、効果的な経営・管理が行われている。経営の規律と誠実性の維持については、監事、公認会計士、内部監査室という学内外の監査体制が整備されている。

大学の設置・運営に関する法令遵守が適切に行われ、環境保全、人権、安全についても十分配慮されている。変化する社会環境への適応は、中長期と短期の視点の両面から迅速な対応が可能な体制がとられている。学内の意思決定過程は透明性が高く、適宜、委任や決裁権限委譲も行われている。教授会は学長の諮問機関として位置付けられ、学長のリーダーシップが発揮しやすい教学運営組織が整備されている。また、理事長は、各年度の全体目標・活動方針や予算編成方針を明示しており、経営トップとして十分なリーダーシップを発揮している。このように、学内における管理部門、教学部門、事務部門の間でコミュニケーションが図られるとともに、部門間での連携が円滑に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、常勤理事会の諮問機関である「大学・大学院自己点検・評価および第三者評価委員会」において、日本高等教育評価機構の基準に基づく標準的なものと、独自の重点課題に特化した基準の2種類を適切に実施している。前者の自己点検・評価においては、「エビデンスの例示」を参考にして独自のエビデンスを収集し、透明性の高い自己点検・評価が実施されている。自己点検・評価の結果は、学外関係機関に配付され、最新の報告書はホームページ上でも公開されている。なお、自己点検・評価で見出された課題は、大学運営の改善・向上につながるため、学長が次年度の「大学部門の活動方針」や重点課題のテーマに反映させることでPDCAサイクルを確立している。

総じて、大学はその起源である日本産業能率研究所の創立者の志を受継ぎ、日本で初めて経営情報学部を設置した大学として創立した。その後、時代の変化に機敏に対応しながらも、一貫して実学と理論的経営の見事な調和を保ちながら、学部構成、教員組織、教育環境を適切に整備し、特色ある教育研究を実践している。経営・管理と財務についても、高い透明性と説明責任を果たし、健全な運営が行われている。自由が丘と湘南の二つのキャンパスの間も相互に調整が行われ、大学の使命とビジョンの実現に向け、着実な成長を遂げている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.実学教育の実践」については、基準の概評を確認されたい。

III 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学の使命は、建学の精神及び法人の目的に基づき、明確かつ簡潔に記されており、それらを具体化した「法人の基本理念」が平成13(2001)年に定められている。この理念のもとに、平成32(2020)年を見据えた「将来ビジョン」が「法人全体」「学生教育」「社会人教育」の3分野に具体的に制定されている。「法人全体」のビジョン実現のため、「2020年の将来像」として、大学が達成すべき目標を具体的に掲げ、法人全体が目標達成に努力することとしている。「学生教育」の分野では、年度ごとに取組むべき重点課題を「大学部門の活動方針」として打立てている。なお、教育研究上の目的は、学則上に定め、学部、学科ごとに具体的かつ明確に示されている。各学部及び研究科ごとの「育成する人材像」は学生に配付する履修要項・便覧「ANGLE」、シラバスをはじめ、大学の出版物に明確に記載されている。

【優れた点】

○大学創設以来、実践力（分析力、企画力、行動力など）と学術理論の修得の両面を重視し、これを兼備えた人材を育成していることは、建学の精神、使命・目的の実践として高く評価できる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目1-2を満たしている。

【理由】

大学は創設以来、「実学教育」の重要性を明確に打出している。また、これを反映した大学の使命・目的及び各学科、研究科の教育目的は、学則に定められており、学校教育法第83条などの法令にも適合している。

大学名、学部名、学科名を社会情勢の変化に応じて適切に変更するとともに、社会のニーズに応えるために学部、学科の新設を行い、その際に使命・目的の見直しを行うなど、社会情勢の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、教授会での審議と承認を得た後、常勤理事会及び理事会において審議と承認を得て策定されており、役員や教職員の理解と支持が得られている。

これらは、ホームページ、大学要覧や入試要項などの出版物により学内外へ周知されている。専任教員だけでなく、非常勤教員に対してもガイドブックを配付し、大学の使命・目的を説明し、特に新任の教員に対してはきめ細かく説明している。また、学生に対しても入学式や毎学期のガイダンスなどで説明している。

大学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織と整合性が図られており、三つの方針にも反映されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている

【理由】

アドミッションポリシーは、教育目的に基づいて明確に定められており、入学案内やホームページで公表されている。加えて学部通学課程では、高校教員向け入試説明会、オープンキャンパスでの告知、募集要項持参時における高校教員への説明など、アドミッションポリシーを正確に伝えるべく取組んでいる。

アドミッションポリシーは学部・学科ごとに定められていないが、各学部・学科が同じ分野に属している点、教学組織が 2 学部合同で運営されている点などから大学の教育目的に基づいた各学部・学科が共通に求める人材像を明示している。更には学内でアドミッションポリシーのあり方について議論されている。

大学全体として収容定員を満たしており、その充足率も適正である。また、受験者数が増加した際には入学定員を増やすなど、適切な学生受入れ数の維持に取組んでいる。

【優れた点】

- 入学者選抜において、AL 入試（アクティブラーニング入試）、キャリア接続入試といっ

た特色ある入試を導入しており、積極的にアドミッションポリシーの具現化を図っている点は評価できる。

【参考意見】

○アドミッションポリシーについて、大学全体では定められているが、学部・学科の教育目的に沿って募集単位ごとに定められていないため、定めることが望ましい。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的、「育成する人材像」、ディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーが詳細かつ体系的に定められている。カリキュラムポリシーは「ANGLE」、系統的学修ガイド、シラバス、学生要覧、ホームページなどで幅広く明示されている。また、カリキュラムポリシーに沿った教育課程が学部・学科ごとに体系的に編成されている。

学生の授業参画を促すべく、教育開発研究所が中心となり、科目ごとの目的に照らして講義、演習、実習、アクティブラーニングの技法などの教授方法の工夫・改善が行われている。またこの成果は FD 活動の一環として、広く学内の教員に公開されている。

単位制度の実質を保つため、1 年間に履修登録できる単位数の上限を設定するとともに、履修上の条件や卒業要件、学年別科目区分別の履修要件が適切に定められている。また、シラバスも全科目が統一書式で作成されており、かつその内容は詳細に記されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働は、各種委員会、プロジェクトチームといった学内業務、更にはキャリアデザイン科目、初年次ゼミといった学修支援の多くの場で、積極的に実施されている。学部通学課程では教員の教育活動支援のために SA(Student Assistant)制度が、また学部通信教育課程では TA 制度が整備されている。

全学的に専任教員はオフィスアワーを設けており、適切な学生指導が実施されている。また、アカデミック・アドバイザーリストとこれをサポートするカリキュラム・アドバイザ

一制度が用意され、学生の履修状況や成績が詳細に把握されている。留年・中途退学者が生ずる原因についても十分に分析がなされている。

「学生による授業評価」アンケートを全授業で実施しており、学生の学修などに関する意見を反映させるとともに、これに対する教員の改善内容をホームページに掲載している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部ごとに進級要件や卒業要件が明確に定められており、かつ厳格に運用されている。成績評価基準や成績評価分布の基準値も設定されており、非常勤教員も含めた全教員がこれに基づき成績評価を実施している。この基準値を逸脱する際には事前に学部長の許可が必要であり、厳格に基準の運用がなされている。

すべての授業での成績評価の方法が定められており、かつシラバスにおいて明示されている。更に1年次のガイダンスでは設置基準に基づき、単位数と学修量の関係について説明している。また、通学課程では授業への全回出席を前提としており、各教員が出席確認をするとともに、欠席者に対する学修支援を実施している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリアサポート部が中心となってキャリア支援を推進している。また、キャリア支援教育が教育課程内の授業として実施されており、1年次より明確な目標を持たせながら、継続的かつ充実したプログラムを実践している。これに加え、教育課程外でも2年次後期からは学生一人ひとりに担当職員を配し、個別相談への対応が可能な体制が整備されている。

キャリア支援は就職活動中にも実施され、企業の採用担当者を招いての各種セミナー、合同企業説明会、履歴書添削、面接対策なども実施している。更には、就職活動が順調ではない学生に対しても、特別講座や個別面談などにより手厚いサポートを行っている。

インターンシップは大学の創立以来、正規科目として実施している。これまでに非常に多数の学生が経験するとともに、ビジネスの現場感覚を養い、適切な職業意識を喚起することに効果を上げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的達成状況の点検・評価を行うために、科目ごとの到達目標に照らした成績評価方法を策定して実施し、学生による授業評価と、学期ごとの学生の目標と振り返りや面談を記録した学生ポートフォリオを導入するとともに、学生アンケートによる学生の自己評価を実施している。更に、教学委員会、FD 委員会などでこれらの結果を集約して点検・評価を行い、次年度に向けた改善の検討を行っている。また、個々の学生を担当するアカデミック・アドバイザーが、学生の意見や学修状況をくみ上げ、学修指導に反映させている。

学生アンケートは、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに準じてきめ細かに実施されており、大学院や学部通信教育課程でも実施されている。

資格取得及び検定試験の受験を奨励し、資格取得支援科目を設置するとともに資格取得に対する報奨制度や受験料の援助制度を設けて成果を挙げている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活支援サービスの事務組織として二つのキャンパスにそれぞれ「学生サービスセンター」を設置し、総合的な学生サービスを行っている。奨学金制度を整備し、申請支援も行っている。また、東日本大震災で被災した学生に対しても経済的支援を行っている。学生の健康相談や心的な支援のために二つのキャンパスに保健室と学生相談室を設けている。留学生に対しては、専任職員を置いた留学生センターを設置し、支援体制を整えている。

課外活動に対しては、団体の形態や活動実績に応じてさまざまな支援を行っている。また、「キャンパス魅力向上運動」のような学生の自主的な企画活動への支援も行っている。

「学生生活に関するアンケート調査」を実施し、大学生活全般に関する学生の意見・要望の把握を行い、その結果を踏まえ、更なる充実を図っている。

【優れた点】

○ 「学生生活に関するアンケート調査」を実施して大学生活全般にわたる調査を行い、そ

の調査結果を踏まえて、資格取得対策講座の開設、自習室の設置、学内での弁当販売の開始などの具体的な支援を実現していることは高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

経営学部と情報マネジメント学部は、設置基準上の必要専任教員数、教授数を満たしている。また、大学院についても十分な教員数の教員組織を編制している。

教員の採用・昇任の審査は、教授会の委任を受けた「教員資格審査委員会」で行い、教授会に報告されている。また、教育目的達成のために、企業などにおける勤務経験があり、高度な専門性を有する教員の採用も行っている。

大学の活動方針の一つとして FD 活動を積極的に推進しており、FD 委員会で FD 活動や FD 研修会などの年次計画を立てて実行し、教育開発研究所を設置して総合的な分析、検討を行っている。

教養教育は、基礎教育の一環として行われており、教学委員会で授業運営やカリキュラムを検討している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

自由が丘キャンパス、湘南キャンパスの両キャンパスで設置基準を上回る校地面積、校舎面積を有しており、各種設備、図書館なども整備され、安全性とアメニティに配慮した教育研究環境が確保されている。また、施設・設備のバリアフリー化が実施され、学生がパソコンを携行して活用できるように有線・無線 LAN や教材のオンライン配付などの情報インフラが整備されている。施設・設備に関する学生の意見は、学生団体とのミーティングや連絡箱でくみ上げている。

授業を行う 1 クラスの人数は、教学委員会で学修効果を高めるように科目の特性によって定め、管理されている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、寄附行為のほか、寄附行為施行規則、常勤理事会規程、法人の管理運営に関する根本規則、稟議規程などの管理運営に関する諸規定が十分整備されている。

理事会の委任を受けた常勤理事会が設置され、監事による監査、公認会計士による外部監査、内部監査室による内部監査の体制が整備され、経営の規律と誠実性の維持が表明されている。

学校教育法、私立学校法、設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守も適切に行われている。

環境保全、人権、安全について十分配慮されており、教育情報・財務情報の公表も適切に対応している。更には、将来的な環境変化への適応についても中長期の視点と短期の視点のバランスに留意しながら早期的な対応をしている。

【優れた点】

- マネジメントの思想を普及するための人材養成を目的とした建学の精神に加え、「法人の 基本理念」「将来ビジョン（2020年の将来像）」を定め中期経営計画を策定し、大学の使命・目的の実現に向け継続的な努力がなされていることは評価できる。
- 「コンプライアンスに関する基本規程」を定め、教職員の法令遵守、リスクマネジメントや内部統制に係る意識の醸成と浸透を図り、更には建学の精神や法人の目的・基本理念、将来ビジョン、中期経営方針とこれに基づく各部門の中長期活動方針及び教職員の行動規範をリーフレットにわかり易くまとめ、学内に配付している取組みは評価できる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

私立学校法、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会がそれぞれ定例で年4回開催され、日常的な業務運営の機動性を確保するため常勤理事会を設置して、月2回開催し、理事会の機能を補完している。

寄附行為施行細則、稟議規程が整備され、学内の意思決定過程も透明性が高く、担当理事、各部課長への委任や決裁権限も明確にされ、戦略的意意思決定を行いうる体制が整備され、機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教学研究組織の運営に関することは、理事会や常勤理事会で決議された方針に従い、学長が全体を統括している。更に、学長が毎年度「大学部門の活動方針」を定め、教学の管理職のほか、全教職員に提示し、これに基づく業務執行体制が確立されている。

教授会が、学長の諮問機関として位置付けられ、各種学長諮問委員会を設置して、学長のリーダーシップが発揮しやすい教学運営組織を整備している。また、情報マネジメント学部、経営学部のいずれもが同一分野の教学組織であることから、教授会が2学部合同で開催され、効率的で機動的な教学運営が可能となっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の意思決定において管理部門、教学部門、事務部門の連携が図られている。

部門別の担当理事制を採用し、寄附行為実施規則により業務の一部委任を受けた常勤理事会では担当理事や大学及び短期大学の学長が出席して各部門間のコミュニケーションが図られ、意思決定が円滑に行われている。

理事長が、各年度の全体目標・活動方針や予算編成方針を明示しており、経営トップとして十分なリーダーシップを発揮している。

各委員会やプロジェクトチームによる上申、稟議書のワークフローシステム、グループウェアを通じた意見交換など、ボトムアップによる意思決定の仕組みも整備されている。

日常業務における相互チェックの仕組みとして、稟議制度と内部監査室による監査が適切に機能しており、法人及び大学のガバナンスを担保している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織規程、業務分掌規程により権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制がなされている。

稟議制度による意思決定者の審議と決裁に加え、「目標による管理(MBO)制度」により、学長による年度の MBO の目標と活動方針を受けて、各教職員が年度初めに活動目標を設定し、期中の進捗管理と期末の評価のフィードバックを行っており、これと内部監査室による監査により業務執行の管理体制が構築され、機能している。

職員の資質・能力向上についても職員教育研修規程に基づき、研修を行い、従来からの SD(Staff Development)活動に加え、平成 25(2013)年度から SD 推進委員会を設置して機会提供の上でも向上を図っていることが認められる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

18 歳人口の長期的な動向を踏まえて、中期経営計画を策定して短期大学を含めた大学の改組を行い、法人として中長期的な収入の安定化を目指す財務運営を図っている。その動

きの一つが固定資産の拡充（自由が丘キャンパスの3号館・5号館の立替え）で、そのための第2号基本金の積立てを平成24(2012)年度から開始している。

財務状況について、法人全体では赤字の年度も多いが、その要因は一過性と明らかであり、短期大学を含めた大学の改組完成後には赤字が解消される見込みである。一方で、大学においては、管理経費比率が高いものの、人件費比率、同依存率が適正水準であるため帰属収支差額は過去5年間黒字で推移しているなど、収支バランスはとれている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に準拠した「経理規程」をはじめとした各種規程が整備されており、概ね適正に処理されている。監査は、独立監査法人の外部監査、内部監査室による内部監査及び監事による学校法人の業務と財産状況監査の「三様監査」が適切に行われており、独立監査法人及び監事から各々適正であるとの監査報告を受けている。なお、監事は法務の専門家（弁護士）と学校経営の専門家（他大学の学長経験者）に加え、平成24(2012)年度からは会計の専門家（公認会計士・税理士）を含めた3人の専門家で構成され、バランスのとれた人材配置がなされている。また、補助金申請業務については、補助金事務検討委員会を組織し、補助金申請業務が適切に行われているかどうかを審議し、常勤理事会の承認を得て申請書類を提出している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

常勤理事会の諮問機関として位置付けられる「大学・大学院自己点検・評価および第三

者評価委員会」を組織して、大学全体として①日本高等教育評価機構の基準を参考にしたもの②学長が定めた「大学部門の活動方針」から選定した重点課題に特化した独自基準—の2種類の自己点検・評価を実施している。前者については2年ごとに、後者については学長の「大学部門の活動方針」にリンクして毎年度実施されており、自己点検・評価の体制が整備され、適切に運営されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

平成21(2009)年度以降は、日本高等教育評価機構から示された「エビデンスの例示」を参考にして独自のエビデンスを収集し、これに基づいた自己点検・評価を実施している。現状把握のための調査・データの収集と分析は組織的に実施し、学生支援・サービスの向上に活用している。「自己点検・評価報告書」は合計9回刊行しており、学内ののみならず、他大学や文部科学省、日本私立大学協会などの学外関係機関にも配付されている。最新の報告書はホームページ上でも公開されており、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表は適切に行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目4-3を満たしている。

【理由】

自己点検・評価から抽出された課題は、学則第5条に記載の通り「教育研究水準の向上に資するため」に、学長が次年度の「大学部門の活動方針」や重点課題のテーマに反映させることでPDCAサイクルを確立している。また、「大学・大学院自己点検・評価及び第三者評価委員会規程」に基づいて、委員長（学長）は自己点検・評価の結果を常勤理事会に報告するなど、自己点検・評価活動が有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 実学教育の実践

A-1 教育方法

A-1-① 教育理念と教育方法の整合性

A-1-② 教育方法の特色

A-2 実施状況

A-2-① アクティブラーニングの全学的な展開

A-2-② 産学連携・地域連携

A-3 教育成果

A-3-① 学生による評価

A-3-② 学外からの評価

【概評】

大学の教育理念を「実学教育」の実践として具現化しており、実践力向上を目指す演習科目と知識の修得を目指す理論科目とのバランスをとるとともに、経営学部の「ユニット専門科目」では演習科目と理論科目を組合せたカリキュラムで教育力の向上を図っている。また、アクティブラーニングを取り入れた授業運営や、「産学連携」及び「地域連携」を積極的に行っている。

地元商店街との連携授業である経営学部のユニット専門科目では商店街振興組合理事長の非常勤講師としての参加を得て地元と密接な関係を保った授業運営を行い、他のコラボレーション授業ではその取組みを通じて地域貢献も果たしている。

アクティブラーニングは全学的に導入され、実施状況を「アクティブラーニングによる授業運営の実態調査」で調査・分析しており、FD研修会でも取上げて、全学的な教育の質的向上を図っている。また、学生アンケート、雑誌・新聞などのメディア、学外団体主催のコンテストの成果などからも明らかのように、いずれも教育成果を挙げている。

実学教育を実践するために、アクティブラーニングを取り入れた授業運営や演習科目と理論科目を連動させた科目設計を行い、学外とのコラボレーションを機能させており、大学独自の基準として設定したこれらの教育方法は、学内外から教育の質的保証をする取組みとして高く評価できる。

